

令和4年8月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和4年8月26日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊞欠席 ㊟遅刻 ㊠早退)		
○ 1 番 野中 孝	○ 2 番 瀬川 靖典	○ 3 番 佐次川 茂	
○ 4 番 益本 徳市	○ 5 番 松永 敬資	○ 6 番 松本 堅一	
○ 7 番 武部 文男	○ 8 番 太田 重敏	○ 9 番 梶山 達男	
○ 10番 崎村 康子	○ 11番 大石 恵子	○ 12番 久保 繁徳	
○ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	○ 15番 田中 康	
○ 16番 松本 由美子	○ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂	
○ 19番 伊藤 薫			
出席農業委員数 19名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美	○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳	○ 濱崎 稔
○ 末永 勇	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治	○ 瀬川 和男
○ 渡口 学	○ 前田 清人	○ 志水 悦男	○ 紙本 政信
○ 瀬川 伸清	○ 松本 覚二	○ 増山 新太郎	○ 坂本 康弘
		○ 北川 廣海	
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	主 任 川村 和夫	
7. 議 長	伊 藤 薫		
8. 議事録署名委員の指名			
17 番 柿 山 享	18 番 吉 原 順 穂		

事務局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から令和4年8月の農業委員会定例総会を開催したいと思います。総会に入ります前に、渡口推進委員からご挨拶がございます。

～ 渡口推進委員挨拶 ～

事務局長 本日の欠席委員でございますけれど、推進委員4番山口康明委員でございます。出席数は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。

先週から実施しております農地パトロールにつきましては、17日の星鹿地区を皮切りに、18日に今福地区、22日に御厨地区、23日に上志佐地区が終わりました。委員の皆様方、暑い中雨の中でございますでしたが、ご協力ありがとうございました。残りでございますけれど、来週でございますが、29日の調川地区、30日の志佐地区、9月に入りまして、5日鷹島地区、7日の福島地区となっておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、伊藤会長のご挨拶をいただきまして、8月の総会に入りたいと思います。

会 長 お疲れ様です。まだまだ残暑が厳しい中ですね、早期米の稲刈りもほぼ終了したようでございます。これから9月10月と農家にとっては多忙な繁忙期がやってまいります。この時期、またコロナの話をしなければならないかと思っておりますけれども、十分注意していただきたいと思います。感染力の強いBA5に置き換わってですね、ますます拡大をしております。コロナ感染しますと、だいたい10日間、昨日の国の決まりでは1週間自宅療養期間が必要ということで、1週間から10日の自宅療養が必要となり家族や身の回りの関係者にも迷惑をかけることとなりますので、いままで以上の自己管理と予防対策をお願いしておきたいと思っております。松浦市でもですね、毎日最多を更新して先月の7月はだいたい10人前後だったんですけども、8月に入ってですね20人前後最近では40何人出ているんですけども、昨日現在で松浦市の感染者の累計が1,800人を超えました。2千人がですね、確か計算上では今月中に2千人に達する状況でございます。2千人と言うとですね、松浦市人口が2万1千人ですから、1割、10人に一人が感染者ということになります。ですから10人に一人出るということは、この農業委員会委員さん事務局併せて40人程度おりますけれど、数で言うとはですね4,5人に感染者が出てても何ら不思議ではない状況でございます。しかし、幸いにもですね松浦市農業委員会まだ一人の感染者も出しておりません。引き続きですね自己管理予防対策にご協力をお願いしたいと思います。この後、総会終了後に今年の、本年の最適化交付金事業の内容についてですね、去年と今年の変ったところ辺りを、修正について事務局から説明がありますので、最後までのご協力をお願いしておきたいと思っております。それでは、早速総会の方に移っていききたいと思います。

議 長 議事録署名人の指名を行います。17番柿山委員、18番吉原委員、両名に

お願いしたいと思います。

3の報告事項に移ります。事務局お願いいたします。

事務局

皆様こんにちは。お疲れ様です。各種報告に入ります前に申し訳ございませんが、議案の誤りがございましたので、訂正が3点ございますので、よろしくお願いいたします。まず1点目ですが、議案の1ページになります。1ページ中段に農地法第3条の3第1項の規定による届出の相続で、被相続人、[]さんの住所が誤っておりまして、諫早市栄田名となっておりますが、ここは諫早市馬渡町[]でございます。お願いいたします。次に2点目の訂正でございます。議案4ページをお願いします。議案第57号分になります。申請地が鷹島町原免で6筆、字宇土[]番から下6筆まで宇土[]番までありまして、その隣に地目があって、その隣に面積がありまして、その隣に農地区分2、この2というのは第2種農地の2になるのですね。その隣が農用地内、農用地外があるのですが、この6筆の中に農用地区分の第2種農地と農業振興地域とが混在しているのですね。6筆全てが第2種農地の2ではないので、2の下にですね、農業振興地域の農という字を下に書き足していただくようお願いいたします。その隣に農用地外がありますが、これも農用地区域内も混在していますので、外の下に内と付け足していただければと思います。議案の説明の時にも、また川村の方から詳しく話がありますので、もう一度ご説明いたしますので、お願いいたします。最後、3点目の修正になります。こちらは80ページです。議案第57号の立面図になります。横向きで見てください。堆肥舎の立面図になるのですが、上の方ですね横に並んでいるのですが、8,150、8m50cmとあるのですが、こちらは正しくは7,300。7m30cmです。7,300と訂正をお願いします。その下の8,150も7,300、2か所ともに訂正をお願いします。地中に埋まった長さまで足してしまつて、地表に出ている高さは7m30cm、7,300です。以上が議案の訂正でございます。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項を説明させていただきます。議案は1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知合意解約についてでございます。3件ございます。

1件目は、貸人、御厨町里免[]番地、[]氏。借人、御厨町前田免[]番地の[]氏です。農地の表示は御厨町田原免字立毛[]、地目は田、面積は790㎡です。理由は、基盤法から中間管理機構への借り換えによる解約となるものです。2件目です。貸人、御厨町高野免[]番地、[]氏。借人、御厨町大崎免[]番地、[]氏。農地の表示は志佐町田原免字立毛[]番、地目は田、面積は1,564㎡です。解約理由は、基盤法から中間管理機構への借り換えです。3件目です。貸人、御厨町大崎免[]番地、[]氏。借人、御厨町大崎免[]番地、[]氏です。農地の表示は御厨町田原免字田原[]番、地目は田、面積は2,334㎡です。理由は、同じく中間管理機構への借り換えとなっております。3件いずれも、通知日は令和4年7月22日で、同日受付です。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について1件

ございます。被相続人は、諫早市馬渡町[REDACTED]、[REDACTED]氏。相続人は、諫早市馬渡町[REDACTED]に在住の[REDACTED]氏です。農地の表示は、星鹿町下田免字下田[REDACTED]番から星鹿町下田免字迎下田[REDACTED]番までの田6筆、畑7筆で、合計面積は1,433.12㎡です。被相続人、[REDACTED]氏は、平成8年1月7日に死亡されており、令和4年7月5日に相続登記が完了したということで、相続人から令和4年8月5日に届出がされたもので、同月10日で受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

令和4年7月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	[REDACTED]	[REDACTED]	一般個人住宅	614 ㎡	R4.8.15 許可
	[REDACTED]	[REDACTED]	自動車整備場	239 ㎡	R4.8.15 許可

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申請事由		件数	面積		
			田	畑	計
第4条	堆肥倉用地	1		1,582 ㎡	1,582 ㎡

申請事由		件数	面積		
			田	畑	計
第5条	一般個人住宅	1	750 ㎡		750 ㎡

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面積		
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		30	77,307 ㎡	9,874 ㎡	87,181 ㎡
	賃借権	5	5,528 ㎡	2,148 ㎡	7,676 ㎡
	使用貸借	25	71,779 ㎡	7,726 ㎡	79,505 ㎡
計		30	77,307 ㎡	9,874 ㎡	87,181 ㎡

意見書関係

申 請 事 由	件数	面 積			
		田	畑	山林	計
農用地利用配分計画(案)について	27	71,698 m ²	6,436 m ²		78,134 m ²
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	1	531.12 m ²	912 m ²		1,443.12 m ²
農業振興地域整備計画の変更について	5	1,839 m ²	2,980 m ²	1,377 m ²	6,196 m ²
計	33	74,068.12 m ²	10,328 m ²	1,377 m ²	85,773.12 m ²

承認関係

内 容	筆数	面 積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	1	257 m ²		257 m ²

報告は以上でございます。

議 長 只今事務局から報告がありましたけれども、皆さんから何かご意見ご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 ないということでした承していきたいと思います。
続きまして、議案第57号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第57号農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

～ 大石委員退席 ～

事務局 事件番号1番。申請人は鷹島町原免■■■■番地、■■■■氏。申請地は鷹島町原免字宇土■■■■番ほか5筆。地目はいずれも畑で合計面積は1,582 m²でございます。申請地のうち、先ほど冒頭にも訂正をお願いしたところですが申請地の2番目、宇土の■■■■から5番目の■■■■までの4筆につきましては、農振農用地区域内でありましたので、先月の総会の折に農業振興地域整備計画上の農用地から農業用施設用地への用途変更につきましてご審議いただきまして、8月19日付けで了承されたものでございます。残り2筆、1段目■■■■番と最後の■■■■番につきましては、農地区分が第2種農振農用地区域外でございます。転用目的は堆肥舎用地として160 m²の攪拌堆肥舎1棟、同じく160 m²の堆肥舎1棟を建設するものでございます。防災措置につきましては、土地造成等を行わず、雨水排水のみで自然流下です。また堆肥舎につきましては、市農林課所管の国の補助金を活用した町内の農業者6名と御厨町の方1名の計7名で構成する任意団体、任意団体名は■■■■機械利用組合でございますが、こちらの共同所有の建物になりますけれども任意団体の代表者

が申請になりますので、個人転用としての申請で問題ないか県に確認したところ、任意団体が利用する建物であるとの申立書の提出をすることで今回の申請の内容で受理してよいとの回答を得ていることから、受理したものでございます。関係資料として議案の76ページから80ページに位置図、地籍図、配置図、立面図を添付しておりますのでご参照ください。申請地は全6筆利用の転用となっておりますが、元々の所有者から申請人が譲り受け、現況は1筆の畑となっております。牛の飼料を耕作されておられましたが、現在は休耕中でございます。堆肥舎につきましては、搬入箇所を除きまして外壁をもって屋根で覆う構造となっており、北側には牛の糞尿を攪拌し、乾燥させる機械を設置し、南側を保管する場所として利用する計画であります。また残地は荒廃部分を除き作業場所及び搬入経路として利用するものです。周辺環境につきましては、北側には牛舎、東側に自己所有している牛舎、南側は現況が山林化しており、西側は申請地内の北側を進入路として申請人が現在耕作されている畑がある状況となっております。雨水は自然流下、汚水は糞尿の攪拌による発酵。堆肥舎の管理による流失防止により発生せず、生活雑排水も発生しません。資金計画につきましては、国からの補助金が約2分の1、残りは申請人が負担するとのことで、証明するものとして補助金の内示通知の写し、申請人が利用する金融機関からの残高証明により確認しております。以上の状況から、周囲への環境の問題はなく、目的に沿って転用が行われるものであり、問題ないと判断いたしますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。続きまして、地元委員のご意見を伺いたいと思います。北川委員お願いいたします。

推進委員 推進委員16番北川です。今事務局から説明があったところです。今月の19日に現地の確認を行っております。用途変更の時にもお話ししたとおり、この辺についても繁殖農家の方が入ったところがございまして、この堆肥舎についても問題なかろうと考えております。以上ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。現地確認に行かれた委員さんのご意見を伺いたいと思います。瀬川委員さんお願いいたします。

農業委員 農業委員2番の瀬川でございます。先ほど事務局から、推進委員さんからも説明ございましたように、19日に事務局と現地調査員の太田委員さんと私と現地の確認をしております。説明がありましたとおり、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは皆さんからご意見等伺います。質問等ございませんかね。

農業委員 ちょっといいですか。（武部委員）

議 長 はい、どうぞ。

農業委員 確認のためですけども。これの南側は採石場跡ですね。採石場の跡地と思われるんですけど、災害等の危険性はないとでしょうな。その確認です。

事務局 お答えいたします。配置図の資料の 79 ページを見てください。それと 78 ページの地籍図と見比べていただきたいんですけども、配置図の南側ですね、堆肥舎のところ下部分、通路のような形で書いてあります。78 ページと見比べた時に、これが通路部分、赤道ですね、になるんじゃないかと思えがちなんですが、ここは配置図で説明しますと、畑の内部でありまして、耕作されている枠というのが、堆肥舎が建てられる部分になっておりまして、田んぼでいうと内枠の方が水張りのところ、外の部分が畔という形になっておりまして、実際の赤道の部分はまだ外側にある形になっております。なので、現在耕作されているところの部分に堆肥舎が建てられるような形になりますので、地盤的には畑の中央部分を使っているので問題はないかなと思っております。

議 長 担当としてはですね、問題ないんじゃないかということでございますけれども、ようございますかね。

農業委員 私が何でそんなことを言うかといいますと、最初ここに携わったことがあるんですよ。それで採石場の跡地じゃないかということでお尋ねしよとです。ただ、今現在がどういう状況になっているか分かりませんが、建てた場合の危険性はないとやろうねということで聞いた。（武部委員）

推進委員 今の質問でございますが、77 ページですね、赤枠で囲った施設を建てる部分、その下の申請地のところに右隅の方にありますけども、これから右側が確かに昔の採石場跡です。今はもう畑になっておりまして、~~田んぼ~~さんが飼料作物を作っておられます。だから危険性とか何とかそういうものは問題ないかと思っております。以上です。（北川委員）

農業委員 分かりました。（武部委員）

議 長 ありがとうございます。ようございますかね。

農業委員 はい。（武部委員）

議 長 ありがとうございます。それでは、他にご意見がなければ、議案第 57 号農地法第 4 条の規定による許可申請については許可相当と判断し、意見を付して進達することといたします。

続きまして、議案第 58 号に入ります。農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案は5ページです。

事件番号1です。関係資料を81から85ページに掲載しております。譲受人は佐賀県唐津市鏡[REDACTED]、[REDACTED]氏で、譲渡人は志佐町里免[REDACTED]番地、[REDACTED]氏です。土地の所在地は、志佐町里免字里[REDACTED]番、田23㎡ほか2筆の計3筆で、面積は750㎡です。農地区分は、都市計画法の用途地域で、第1種低層住居専用地域にある農地でありますので、第3種農地で、原則許可となるものです。転用の目的は、一般個人住宅の建築で、売買により所有権移転を行うものです。土地利用計画については84ページの配置図に示されているとおりです。申請面積が台帳上750㎡ですが、法面や進入路を除いた有効面積が申請書によりまして489㎡でありますので、基準の500㎡以下でございます。基本的に土地は現状のまま利用されまして、木造瓦葺平屋建て119.66㎡の家屋が建築されるものです。排水ですが、雨水は自然流下のほか柵で集水して排水。污水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北東の河川へ放流する計画です。申請地に隣接する農地は譲渡人である[REDACTED]氏の所有であり、現地調査の結果、近隣の営農に影響はないものと思われる次第です。最後に、融資証明書が添付されておりますので、本事業は確実に行われると思われれます。以上、ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは早速地元委員さんのご意見を伺います。末永委員をお願いします。

推進委員 推進委員7番の末永です。先月19日に農業委員さん、事務局の方、私と現地立ち会いを行いました。先ほど説明がありましたとおりですね、生活排水、污水等は浄化槽を通して隣接した溝にありますので、そこに管を埋設して合わせるそうです。また、雨水はですね、下に水田があり、そこに落として水田に活かすそうです。下の水田は自作されておられます。一応私も確認いたしました。以上のことから何の問題もないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願います。

議長 ありがとうございます。続きまして、現地確認の委員さんのご意見を伺います。太田委員をお願いします。

農業委員 農業委員8番の太田です。8月19日に現地確認をしまして、今事務局とそれから末永推進委員さんの説明のとおりでございます。今説明のとおり何ら問題はないと思われれます。ご審議方よろしく願います。

議長 ありがとうございます。それでは、皆様のご意見を伺います。ご意見等ございませんか。

推進委員 はい。（瀬川伸清委員）

議 長 どうぞ。

推進委員 推進委員 17 番の瀬川です。些細なことかもしれませんが、審議は終わったんですが、77 ページの図ですね、自動車とあるんですが、の間違いです。鷹島にってなかとですよ。議案第 58 号の関係の図面なんですが字図ですね。611 番とその申請地の 597 番の隣接地というのは基盤整備か何かされておるんですかね。添付されている図面から 82 ページと 84 ページはよく似ておりますが、83 ページの字図に限ってはですね、左の方に吐出したところがあるんですよ。似ても似つかわしいような字図に見受けますものですから何か説明が必要じゃないかというふうに思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局。

事務局 まず、自動車の件につきましては、自動車ということで、申し訳ございませんでした。それから、字図と配置図の形が違うというところでございますが、ここに国土調査が入っているところになりまして、地籍図の関係でこの字図と現況の形が違うということでございます。そういうことでこのような表記になっている次第です。

推進委員 申請地目の左方の方が弓のような恰好をしているところが、全然状況とは違うということですね。（瀬川委員）

事務局 仰る通りです。

推進委員 分かりました。（瀬川委員）

議 長 ようございますかね。そういうことで現況と字図の違い、地形の形が違うということですが、これにつきましては、現況の田の突き出ている分はですね、その田の部分は事務局から説明があったように国調の段階ですから現況図で行うということですのでよろしゅうございますかね。他にご意見がなければ議案第 58 号につきましては、何ら問題ないということで許可相当の意見を付して進達したいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、議案第 59 号に移ります。農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案は 6 ページをご覧ください。議案第 59 号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和 4 年 8 月 29 日としております。7 ページに、賃貸借権再設定分と新規分及び使用貸借の再設定分の各筆明細を添付しています。8 ページから 9 ページにかけまして、使用貸借の新規分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。４０件ございますけども、それぞれ担当委員さんでご確認をお願いいたします。

ご質問ございませんか。ほんとど中間管理機構への契約ということで問題ないという風に思っておりますけれども、ようございませぬかね。

委 員 はい。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第５９号につきましては、集積計画どおり決定することといたします。

議案第６０号に入ります。農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第６０号農用地利用配分計画(案)についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。配分計画は全２５件でございます。議案１５ページから２２ページの配分計画がＡｔｏＢで公社が貸し付ける分の４件です。２３ページから６８ページまでがＡｔｏＡで公社が貸し付ける分２１件でございます。農業経営の状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんでご確認をお願いいたします。ご確認いただけましたでしょうか。最初の３件が強化法からの乗り換えで、その後は自分の農地を貸して、それを自分で受けるという内容になっております。ようございませぬかね。ご意見ご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 それでは、議案第６０号につきましては、問題ないということで意見を提出したいと思います。

では、７２ページをご覧ください。議案第６１号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第６１号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について説明いたします。長崎地方法務局平戸支局登記官より、時効取得を原因とする権利の移転登記が行われた旨の通知を受けましたので、時効による所有権の取得が問題ないか審議していただくものです。登記義務者は、長崎県諫早市馬渡町■■■■、■■■■氏。登記権利者は、志佐町西山免■■■■、■■■■氏です。農地の表示は、星鹿町下田免字下田■■■■番、畑４９㎡ほか１２筆で、合計面積が１，４４３．１２㎡です。法務局受付年月日及び受付番号は、令和４年８月３日受付の第２２８９号で、登記の原因は昭和５５年４月２３日の時効取得です。この件について、中野氏へ聞き取り調査を行いました。まず、■■■■

氏と■■■■氏はいとも関係です。冒頭の報告事項の相続届出におきまして■■■■氏が農地を相続したことを報告しましたが、■■■■氏が相続する以前から、実質的な農地の管理は■■■■氏が行っていたとのことです。具体的には登記原因日が昭和55年4月23日となっており、これは■■■■氏が佐世保市から松浦市へ転入された日とのことで、この日から現在まで農地の管理を続けておられると話をされております。■■■■氏は、下田に実家があるということで、実家の農地を管理されており、それに併せてこれらの農地の管理も行っていると併せてお話をされたところでございます。こういった事情により、今後、■■■■氏が松浦へ来ることはないということで、引き続き■■■■氏がこれら農地の管理を行っていくことから、この度の時効取得に至ったものです。昭和55年4月23日から20年以上も所有の意思を持って平穩かつ公然に占有を継続してきたものですので、この時効取得は問題ないものと思われまゝす。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆さんのご意見を伺う前に、柿山委員のご意見を伺いたいと思います。

農業委員 農業委員17番柿山です。■■■■氏は、20数年前から西山地区に住居を構えられ、地区でも地区長等を初め、要職を持っておられます。8月20日に本人さんに今回の案件について聞き取りを行いました。20年以上も現実に農地の管理を受けておられ、また税金を納められておられるということで、時効取得に何ら問題ないものと思われまゝす。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それでは、農地の所在地が星鹿町に当たる増山委員さんのご意見も伺いたいと思います。

推進委員 推進委員の増山です。■■■■さんの実家は、私の地元の下田免の1班というところで、同じ地域で住んでおられまして、土地もその辺にあるんですけれども、実家はおばちゃんが一人住んでおられるんですけれども、たまに帰って管理をしておられると聞きましたので、何ら問題はないと思いますので、皆さんのご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございました。それぞれ地元委員、農地の所在地の農業委員さんの意見を伺いましたけれども、皆さんの方からご意見ご質問等はございませんか。

農業委員 ちょっとよろしいですか。（武部委員）

議 長 どうぞ。

農業委員 農業委員 7 番武部です。時効取得については、何回もご質問しているんですが、基本的には農林水産省の構造改善事業が軸ですね、これは。それで年数がこれは一応 40 年くらい経っているんですよ。もっと早くは出来たんでしょうけど、色々事情があってからこういうことになっているとでしようけど、そこら辺はすれば早く出来たということですか。分からないものですから。

事務局 そうですね。時効取得の要件が農地の場合だと 20 年以上となっております。仰るように、時効取得の決議は 20 年以上経過した段階で出来たと思うんですけども、今回はこういった形で議案として上げさせてもらっているということでございます。

農業委員 条件が整ってなかったということですね。要は、状況が。（武部委員）

事務局 そうですね。それが双方で、二人で法務局へ申請となるので、今回二人の意見が揃って申請をされたんじゃないかと思うんですけども。

農業委員 分かりました。（武部委員）

議 長 諫早に転出してからですね、農地の管理を〇〇さんがされていたということですね。農地の管理は、諫早在住ですから、管理せんと 20 年も 30 年も経つとボウボウになるとですね。現在の農地の状況についてもですね、きちんと管理されているということですから、誰が管理しているかということですね、〇〇さんがされているというような状態だと思います。今仰ったようにですね、何で早くせんかったとか。やはりあちらの事情というか完全に相続をしてですね出来るようになったと捉えてですね、農地の時効取得については何ら問題ないはないんじゃないかと判断をしております。ようございませうかね。

農業委員 分かりました。（武部委員）

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第 61 号の時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案につきましてはですね、何ら問題ないということで意見を付していきたいと思っております。

続きまして、議案第 62 号農業振興地域整備計画の変更についてを議題いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 62 号農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定によりまして、農林課より意見を求められておりますので、意見書を提出するものでございます。議案につきましては、全て農用地区域からの除外の申請になっております。事件番号 1 です。資料は 86 ページをご覧ください。計画変更の土地は志佐町笛吹免字平原〇〇、畑 155 m²、同じく〇〇、田 144 m²の 2 筆です。所有者は志佐町笛吹〇〇番地、〇〇氏で、転用者は佐世保

市原分町 [REDACTED]、株式会社 [REDACTED]、代表取締役、 [REDACTED] 氏です。変更の目的は、駐車場及び資材置場用地として、事業用の駐車場及び資材置場の整備をするというものです。この申請地のすぐ近くが [REDACTED] さんの松浦営業所がございます。現地調査の結果、申請地は団地の隅の方に位置しており、除外したとしても一連の団地を分断することではなく、農地の集団性は保たれるものでございます。また、周辺の農地は田んぼですが、転用時の雨水排水は排水路へ放流する計画でありますので近隣の営農に影響はないと思われます。従いまして、農用地区域からの除外もやむを得ないものと判断をするものでございます。

事件番号2です。資料は87ページをご覧ください。計画変更の土地は御厨町大崎免字地蔵川 [REDACTED]、畑1513㎡、です。所有者は御厨町高野免 [REDACTED] 番地、 [REDACTED] 氏で、転用者は御厨町上登木免 [REDACTED]、株式会社 [REDACTED]、代表取締役、 [REDACTED] 氏です。変更の目的は、福利厚生施設用地ということで、社員の福利厚生施設やイベント施設、そういったものを整備するものです。現地調査の結果、申請地は団地の隅に位置しており、除外しても一連の団地を分断することではなく、農地の集団性は保たれると思われます。また、申請地は西側の畑から一段低い位置にありますし、転用時の排水計画も合併処理槽で処理してから水路放流とのことであり、近隣の営農に影響はないと思われます。従いまして、農用地区域からの除外もやむを得ないものと判断をいたしております。

事件番号3です。資料は88ページをご覧ください。計画変更の土地は調川町中免字福本 [REDACTED] 番、田1,695㎡です。所有者は調川町下免 [REDACTED]、 [REDACTED] 氏で、転用者は調川町白井免 [REDACTED] 番地、 [REDACTED] 氏です。変更の目的は、農家住宅用地で、娘さん夫婦との2世帯住宅を建築して農作業場を整備するものです。現地調査の結果、申請地は団地の隅に位置しており、除外しても一連の団地を分断することではなく、農地の集団性は保たれると見込まれます。なお、申請地は転用の際には住宅用地、進入路、農地の3つに分筆され、残った農地部分に関しましては [REDACTED] 氏が購入して適切に管理されるという計画です。また、転用時の排水計画も道路側溝へ放流することから、近隣の営農に影響はないと思われます。従いまして、農用地区域からの除外もやむを得ないものと判断いたします。

事件番号4です。資料は89ページをご覧ください。計画変更の土地は星鹿町岳崎免字津崎 [REDACTED] 番、畑1,312㎡です。所有者は御厨町前田免 [REDACTED]、 [REDACTED] 氏で、転用者は石川県金沢市問屋町 [REDACTED]、株式会社 [REDACTED] 代表取締役、 [REDACTED] 氏です。変更の目的は、発電用施設用地ということで、太陽光パネルを設置するものです。現地調査の結果、申請地は団地の隅に位置し、除外しても一連の団地を分断することではなく、農地の集団性は保たれると思われますので、農用地区域からの除外もやむを得ないものと判断いたします。なお、本申請地は6月総会におきまして山林として非農地判断した畑であります。農地であれば転用申請書が提出されますが、この農地は地目が山林と変更されますので、転用申請が不要となります。従って、太陽光施設を設置した場合、排水等が周辺農地の営農に影響を与えることが懸念されます

ので、太陽光パネルを設置する際の排水計画については、隣接する農地に影響のないように周辺農地の所有者と十分に協議すること、この条件を付して意見書とすることが適当と考える次第です。

事件番号5です。資料は89ページをご覧ください。計画変更の土地は星鹿町岳崎免字津崎[]、山林1,377㎡です。所有者は星鹿町下田免[]、[]氏で、転用者は石川県金沢市問屋町[]、株式会社[]代表取締役、[]氏です。本申請地の地目は山林ですが将来、農用地として集団的な利用が見込まれると判断した場合は、地目が山林や原野、宅地であっても農用地区域内に含めるということになりますので、農用地区域内の山林となっているものです。変更の目的は、発電用施設用地で太陽光パネルを設置するものです。現地調査の結果、申請地は団地の隅に位置し、除外しても一連の団地を分断することはなく、農地の集団性は保たれますので、農用地区域からの除外もやむを得ないものと判断いたします。なお、この山林は、事件番号4で申し上げましたとおり転用申請が不要となりますので、太陽光施設を設置した場合、排水等が周辺農地の営農に影響を与えることが懸念されますので、太陽光パネルを設置する際の排水計画については隣接する農地に影響のないように周辺農地の所有者と十分に協議するという条件を付して意見書とすることが適当と考えます。

以上、5件につきまして、ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。農業振興地域からの除外ということで5件出ております。それぞれ事件番号1番から地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番は崎村委員さんお願いいたします。

農業委員 農業委員10番の崎村です。事務局からの説明のとおり、集団農地の端に位置してしまして、雨水に関しては排水路がありますので、他の農地に問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、事件番号2番、大久保委員さんお願いいたします。

推進委員 推進委員2番の大久保です。今月21日の11時頃からですね、私が所有者の[]さんの案内のもとですね、その場所に行って色々な説明を受けました。この農地は何年も管理だけはされていましたが、耕作されずにこういうことになりまして、また位置図にありますように、海水浴場の[]海水浴場の前にあって、今は防風林があるとですけど、海岸、立地がいいところで、転用者も[]さんが大変気に入っておられていて、ここをぜひこういった施設をしたいということをやっていると聞いていたという話を伺いました。それでですね、この農地をこういった有効利用していただけるなら綺麗に整備もすることだし、良いんじゃないかと、私は、問題はないと思っております。皆様方のご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号3番、坂本委員さんお願いいたします。

推進委員 推進委員11番の坂本です。まず振興地域の除外については、特に問題ないと思います。近隣する宅地から畑を1枚隔てるということで、特に排水についても側溝に排水するというので問題はないと思っております。ご審議方お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、4番、5番は地目が山林ということで、この後、太陽光パネルの設置時についてはですね、農業委員会の管轄外ということになりますので、一応農業地域の除外について、慎重にご協議をお願いしたいと思っております。問題ないということでございますけども、地元の増山委員さんのご意見を伺いたいと思います。

推進委員 推進委員6番の増山です。事務局が説明されたとおりです。条件付きで申請されることならば許可ということで問題ないと思います。皆さんのご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 先程も申し上げましたように、農地から外れて農業委員会の手を離れるとですね、自由に出来るという状況になります。ということで、状況としては、条件を付けて、除外についてもですね、するというので申請が出されています。皆さんのご意見を伺いたいと思います。1番から5番まで全部構いませんけれどもご意見ございませんか。

農業委員 挙手。（崎村委員）

議 長 どうぞ。

農業委員 農業委員10番の崎村です。事件番号の4番5番の申請地はですよ、89ページの図を見たとき、端にあるように見えないんですけど、集団の真ん中にあるように見えるんですけど、端にあるのですか。

事務局 一応、この赤塗りの申請地北側と北東側が元々畑であったようなんですが、現在山林化しているんですね。実は今回の農地パトロールにおいて、ここはもう非農地の判断を進めようと思っておるところなので、後々はこちらも農振の全体見直しですね、といった時には除外をするというところで進めるのが適当ではないかと考えております。従って、そういったところを総合的に考えて図面上ではそんなに見えるんですが、そこら辺は事務局の説明が足りなった点であると思いますが、そういったところを踏まえて一団の農地の集団の農地として見た時には端に位置するものと考えている次第です。

議 長 ようございますかね。行ってみれば分かると思うんですけど、既に山林化しているんですね。農地がバラバラっとあるくらいで、ほとんど山林化している状況でございます。

推進委員 挙手。（坂本委員）

議 長 どうぞ。

推進委員 推進委員 1 1 番坂本でございます。4 番と 5 番ですね。太陽光発電をされるということでもありますけど、後からですね、道路に重機を通して道が壊れたとか色々こう近隣の方から問題が後から出てくることがよくあるんですね。これは条件付きで許可されるということでしたけど、住民から苦情が上がった場合は問題としてどう取り上げてどういう風に進められるのかというのを、私も分からないんですけど、そののところをもし分かれば教えてください。

議 長 事務局から説明がありましたように、4 番と 5 番についてはですね、除外で書類として上がってきておりますけれども、転用の申請は農業委員会には出ません。ですから、地目は農地から外れるということで、山林だったらですね、農業委員会の許可も要らなくて出来るんですよ。何でも。ですから、事務局の方にもその辺は私も十分に確認をしたところなんですけど、非常に作る前にどういう条件を付けるか、まだ申請書が上がっておりませんけれども、除外については、農用地区域内から外すということについてはですね、問題ないとしても、その後の転用というか場面というか、問題が出てくる可能性は相当あるのかと私も感じている。

事務局 一応、農林課に農振地域の除外の申請を出すにあたって、被害防除計画書の添付をされて出されているんですね。その中で雨水関係の排水であるとか、そういった諸々のことの記載がございまして、最終的にこの計画の中で発生したものについては、施工業者の方で責任をもって対処するというので、署名、捺印、印鑑が打ったものがございますので、そういったもので対処されるようになるかと思います。

議 長 ようございますか。今言ったように農業委員会を通らないのでですね、後は非常に難しい問題だと思いますけども、その後についてはですね、農林課の方で把握して対処をするということですので。そういうことでようございませうかね

推進委員 はい。（坂本委員）

議 長 ありがとうございました。それでは議案第 6 2 号については、事件番号 4 番 5 番についてですね、やや問題もあるかと思いますが、農林課の方できちんと 5 の状況については指導していくということで、5 件についてはですね

除外については問題ないということで意見を提出していきたいと考えております。どうもありがとうございました。

それでは、議案第63号に入ります。荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第63号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定について説明いたします。

議案は75ページです。前方にスライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。

番号1番、申出人は今福町滑栄免[]番地、[]氏です。土地の所在地は御厨町大崎免字小嶋[]、田257㎡です。現地確認は先日御厨地区の農地パトロールを行った際に併せて確認したところです。[]海水浴場の南東側で、[]古墳というところがありまして、そこに隣接するような形で所在しています。申出人によりますと、20年前以上から現在まで耕作していないとのことでありました。申請地は[]古墳の西側に位置しております。スライドのとおり、場所によっては大きな木がありまして、センダンノ木のようなものでありました。そういったものの他にも雑木がいくつか生えている状況でした。東側は[]古墳と接しており、西側との田とには段差が認められる状況でした。現状、農地への復旧は困難でございまして、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがなく現況を原野として非農地と判断をすることが妥当であると考えます。

以上、皆様のご審議をお願いします。

議長 それでは、皆様のご意見をお伺いいたします。一応、事務局の方では非農地として外していくのが妥当ではないかという判断をしておりますけれども、どうですかね、皆さん。ご意見ございませんか。それでは、大久保委員さん、地元委員ということでご意見を伺いたいと思います。

推進委員 大久保です。私もですね、ここが農地だったっていうのが知らなくて、多分国道より向こう側にもこの方の土地があるんですよ。そこは先日、[]さんがお求めになられた農地の残りだと私は思っております、ここはずっとこんな状況ですので、本人さんももう多分使われない。良ければ地区の方に使っていただきたいというお話をちょっと聞いておりますので、外していいんじゃないかと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。皆様のご意見を伺いますけれども、如何でしょうかね。これからも農地として使っていく意思もないという風なことでございますので、非農地としてですね、認めていくのが妥当じゃないかという風に判断しておりますけれども、ようございませうか。

委員 異議なし。

議 長 ありがとうございました。それでは、議案第 63 号につきましては、20 年以上耕作放棄して、今後も農地として認めていないということですので、非農地の通知を交付するものといたします。

それでは、今日用意しております議案については、只今で終了いたします。この後、協議事項に入りますが、15 時 5 分まで 10 分の休憩を取ります。15 時 5 分から再開しますので、よろしくお願いいたします。

～ 休憩 ～

議 長 それでは、時間になりましたので再開いたします。主に最適化交付金事業について事務局から説明を伺います。よろしくお願いいたします。

事務局 ・【最適化交付金事業の概要説明】
・【農業者年金の加入推進について】
・【農業者年金県北ブロック研修会について（9 月）】
・【新規参入（新規就農者）の聞き取りについて】
・【農地の貸し借りの期間満了通知について】

議 長 以上で、今月の総会の全ての日程を終了します。来月の農業委員会総会は、9 月 27 日火曜日といたします。（場所 市民ホール）よろしくお願いいたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 41 分